

第17章

WTOの紛争解決手続

「序論」において述べたとおり、本報告書は、貿易政策・措置をめぐる問題を解決するための具体的方策としてWTOの紛争解決手続の活用的重要性を指摘してきている。これはWTOの紛争解決手続が、国際的に合意されたルールに基づき客観的な解決を図る手段として、国家間の経済紛争が不必要に長期化したり、政治化したりするのを避ける上で有効に機能しているためである。WTOの紛争解決手続における履行確保の実態及び原因に関する分析については、2018年版不公正貿易報告書359-365を参照ありたい。

1. WTO 紛争解決手続の概要

(1) 紛争解決手続の対象となる紛争案件

DSU 第1条1は、同了解が適用される協定として、以下のとおり規定している。

- ①本了解の附属書1に掲げる協定の協議及び紛争解決に関する規定に従って提起される紛争
 - ②WTO 設立協定及び本了解に基づく権利及び義務に関する加盟国間の協議及び紛争解決
- 上記規定に基づいて、具体的に適用される協定の代表的な例は下記のとおりである。
- ・世界貿易機関を設立する協定
 - ・関税及び貿易に関する一般協定（GATT）
 - ・農業に関する協定
 - ・衛生植物検疫措置に関する協定（SPS）
 - ・貿易の技術的障害に関する協定（TBT）
 - ・貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs）
 - ・1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（アンチ・ダンピング協定）
 - ・補助金及び相殺措置に関する協定（SCM）
 - ・セーフガードに関する協定（SG）
 - ・サービスの貿易に関する一般協定（GATS）
 - ・知的所有権の貿易関連側面に関する協定（TRIPS）
 - ・政府調達に関する協定（GPA）

(2) 協議

①DSU 第4条協議

WTOの下における紛争解決手続について定めたDSUは、GATT第22条及び第23条に定められた従来のGATTの紛争手続の基本原則を踏襲することを定めている（DSU第3条1項）。協議手続に関してもDSU第4条に規定が置かれており、申立てを受けた国は、これに対し好意的な考慮を払い、かつ、その申立てに関する協議のため適当な機会を与えなければならない（DSU4条2）。また、協議においては、当該問題につき満足すべき調整を行うよう努めるべきとされている（DSU4条5）。

DSU上の協議要請は、協議要請の理由、問題となっている措置及び申立ての法的根拠を書面に示し、相手側に送付するとともに、WTOの紛争解決機関（DSB：Dispute Settlement Body）等に通報を行うことで成立する（DSU第4条4）。要請を受けた相手国は、要請を受けた日の後10日以内に回答を行い、かつ、相互に満足すべき解決を得るため、原則として要請を受けた日の後30日以内に誠実に協議を始めなければならない（DSU第4条3）。

協議要請文書は当事国以外のWTO加盟国にも配布され、当事国以外の加盟国のうち、当該案件に関心を有

する国は、第三国として参加を要請することができる。被申立国が、第三国参加要請国の「実質的な貿易上の利害関係」に十分な理由があると認める場合には、当該第三国は協議に参加できるとされている（DSU 第 4 条 11）。

（3）小委員会（パネル）手続

①パネル設置

WTO 紛争解決手続においては、被申立国が協議の要請を受けた日の後 60 日以内に協議によって紛争を解決することができない場合には、申立国は紛争解決機関（DSB: Dispute Settlement Body）に対し、文書で小委員会（パネル）の設置を要請できる（DSU 第 4 条 7、第 6 条 2）。パネル設置を要請する文書には、協議が行われたという事実の有無及び問題となっている特定の措置を明記するとともに、申立ての法的根拠について簡潔な要約を記載する必要がある（DSU 第 6 条 2）。パネル設置要請文書の内容は、パネルの付託事項（terms of reference）を決定する効果があるので、極めて重要である。

DSB の意思決定は原則コンセンサス方式とされているものの、小委員会の設置（第 6 条 1）、小委員会及び上級委員会の報告の採択（第 16 条 4、第 17 条 14）、対象協定に基づく譲許その他の義務の停止の承認（第 22 条 6）に関しては、DSB の会合に出席している加盟国のすべてが反対しない限り決定が行われる、いわゆる「ネガティブ・コンセンサス方式」が採用されている。小委員会の設置については、DSU 第 6 条 1 に「小委員会を設置しないことが紛争解決機関の会合においてコンセンサス方式によって決定されない限り、遅くとも当該要請が初めて議事日程に掲げられた同機関の会合の次の会合において、小委員会を設置する」と規定されている。

被申立国は、パネルの設置に関して 1 回だけ拒否権を行使できることとなっており（DSU 第 6 条 1）、ほとんどの場合、第 1 回目のパネル設置要請については同意しない。このため、多くの場合、当該案件が議題として登録された 2 回目の DSB 会合においてパネルが設置されることとなる。

当該案件に実質的な利害関係を有するとして第三国参加を希望する加盟国は、パネル設置後 10 日以内に、その意思を表明する必要がある。

②パネル構成

パネルが設置された後は、パネリストの選任手続に進むことになる。パネリストの選任は、通常 WTO 事務局によるパネリスト指名の提案に基づいて行われる（DSU 第 8 条 6）。

一般的には、WTO 事務局が当事国を招集し、出身地域、職歴、専門性等、どのような条件のパネリストが望ましいか又は望ましくないかについて両当事国から聴取する。その後、事務局は、6 名程度のパネリスト候補者の名前と略歴が記されたリストを作成し、両当事国に対して提示する。紛争当事国及び第三国参加した国の国民は、紛争当事国が別段の合意を行った場合を除いて、パネリストを務めることはできないとされている（DSU 第 8 条 3）。

「紛争当事国は、やむを得ない理由がある場合を除くほか、指名に反対してはならない」（DSU 第 8 条 6）とされているものの、反対の理由がやむを得ないか否かについては緩やかに解釈されているため、事務局から数度にわたって候補者が提示されても双方から受け入れられない場合も多い。

パネル設置の後 20 日以内にパネリストについて合意がなされない場合、事務局長が当事国等と協議の後、パネリストを決定することとなっている（DSU 第 8 条 7）。

③意見書の提出

パネルが構成されると、パネリスト、事務局及び当事国が参加し、パネル手続の日程及び検討手続を確定するためのパネル組織会合が開催される。続いて、パネルの構成から 3 週間ないし 6 週間を経て、申立国は、問題の事実関係及び自国の主張を示す意見書をパネルに提出する。また、申立国の意見書受理後、2 週間ないし 3 週間を経て、被申立国は意見書をパネルに提出する（DSU 附属書三の 12）。意見書の構成について DSU において特段の規定はないが、①序論、②背景となる事実、③手続的論点、④法的主張、⑤結論、の 5 つから構成されている例が多い。

意見書の公開については、「小委員会の審議及び小委員会に提出された文書は、秘密のものとして取り扱われる。この了解のいかなる規定も、紛争当事国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない」（DSU 附属書三の 3）と規定されており、当事国が自らの意見書を公開することは認められている。実際に、米国や EU は自国の意見書の多くを公開して

いるほか、我が国も自国の意見書の一部について、ウェブ上で公開している。

④パネル会合

パネル会合は通常2回行われる。パネル会合は、法廷のような特別の設備において行われるわけではなく、WTO 建物内の通常の会議室を用いて行われ、慣行により、他のWTOにおける会議と同様、原則、非公開とされている。パネル会合は通常、1～3日間開催される。

第1回パネル会合は、被申立国からの意見書受理後1～2週間後に開催される(DSU 附属書Ⅲの12)。第1回パネル会合は、はじめにパネル議長から会合の進め方について簡単な説明が行われ、続いて申立国、被申立国の順に提出した意見書についての口頭陳述が行われる。その後、パネルから当事国に対して質疑応答等が行われるほか、当事国間で質疑応答が行われる場合もある。次に第三国会合が開催され、第三国のステートメント、質疑応答の順で進行される。原則として第三国参加国が参加できるのは第三国会合のみであり、当事国会合には参加できない。

第2回パネル会合は、第1回パネル会合開催後、通常2か月から3か月後に開催される。第2回パネル会合では、主に第1回パネル会合における相手国の主張に対する反論が行われる。第1回パネル会合と異なり、第2回パネル会合の際に第三国会合は行われないほか、当事国で特別な合意を行わない限り、第三国参加国は、意見書の提出も行うことができず、当事国が提出する意見書も入手することもできない。

⑤中間報告書

第2回パネル会合後、パネルから当事国へ中間報告書(秘密扱い)が送付される。中間報告書にはパネルによる事実認定及び結論が記述されており、当事国は、中間報告書において初めて自国の主張が認められたか否かについて知ることができる。中間報告書の内容について、当事国は技術的な部分について意見を提出し、修正を求めることができる。

⑥最終報告書

DSUにおいて、パネルの構成及び付託事項について合意された日から最終報告書が当事国に送付されるまで「原則として6か月を超えない」とされている(DSU 第12条8)。パネルが6か月以内に報告書を送付することができない場合には、送付するまでに要する期間

の見込みとともに遅延の理由を書面によりDSBに通報する(DSU 第12条9)。案件が高度に技術的で事実認定が困難なものや、解釈の難しい法的論点が争点となっている等の事情により、パネルにおける審理期間が6か月を超える例が近年増加する傾向にある。

中間報告書が当事国により確認された後、通常はそれほど間を空けずに、最終報告書が、まず当事国に配布され(秘密扱い)、その後WTO公用語(英語、フランス語、スペイン語)への翻訳作業を経て加盟国に配布及び公開される。

パネル報告書は、結論部分にパネルの判断と問題とされた措置の是正に関する勧告が記載されている。この結論はDSBにおいて「ネガティブ・コンセンサス方式」による採択に付され、法的な拘束力を持つ「勧告及び決定」(recommendation and rulings)となる。報告書の採択は、報告書の加盟国配布から21日目以降60日目までに行われる(DSU 第16条1及び第16条4)。

(4) 上訴(上級委員会による検討)

当事国がパネル報告書の論旨に異議がある場合、当事国はパネルによる法的解釈の妥当性について上級委員会で改めて審理を行うよう要請することができる(DSU 第17条4)。上級委員会は、法律、国際貿易及び対象協定が対象とする問題一般についての専門知識により権威を有すると認められた、WTO全加盟国を代表し得る常任の7人の委員で構成されている委員会、案件ごとに3人の上級委員が担当する(DSU 第17条1、第17条3)。上級委員は、DSBにおける全加盟国のコンセンサスによって選任される。任期は4年であり、1回に限り再任されることができる(DSU 第17条2)。

上訴通知(Notice of Appeal)は、遅くともパネル報告書が採択される予定のDSB会合開催前までに提出する必要があり、パネル報告書の採択が、報告書の加盟国配布から60日以内に行うことを義務づけていることから、上訴も同60日以内に行うこととなる(DSU 第16条4)。

上級委員会への申立ては、パネル報告において対象とされた法的な問題及びパネルが行った法的解釈に限定され(DSU 第17条6)、原則としてパネルが行った事実認定を争うことはできない。法的解釈と事実認定については、「特定の出来事がある時間及び空間において起きたかどうかの決定は典型的な事実問題である。

…しかしながら、所与の事実又は一連の事実が所与の条約の規定の要件に合致するかしないかは、法的性格付けの問題であり、法的問題である」とする先例がある（EC－ホルモンケース（DS26））。

上訴が行われると、上級委員会から手続日程が提示される。上級委員会手続には主な手続として、①上訴国意見書提出、②被上訴国・第三国参加国意見書提出、③上級委員会会合（口頭聴聞）、の3つがあり、①上訴国意見書提出は上訴通知日と同時、②被上訴国意見書提出は上訴通知日から18日以内、第三国参加国意見書提出は上訴通知日から21日以内、③上級委員会会合（口頭聴聞）は上訴通知日から30～45日以内となっている（上級委員会検討手続（WT/AB/WP/6）パラグラフ21、22、24、27）。なお、上級委員会手続における第三国参加については、パネル手続において第三国参加していたことが必要とされている（DSU 第17条4）。第三国参加国は、意見書の提出及び上級委員会会合への出席が認められる。

上級委員会会合は、原則として①上訴国、②被上訴国、③第三国参加国の順でそれぞれの主張を口頭で陳述する。続いて、上級委員より、当事国・第三国に対して質問が行われ、それに対して回答が求められる。質問は上級委員主導で行われ、当事国同士の質問は通常認められない。上級委員からの質疑応答が終了すると、通常、最後に、当事国・第三国に意見陳述の機会が与えられる。

上級委員会会合を経て、上級委員会は、上訴通知日から原則60日以内、遅くとも90日以内に上級委員会報告書を加盟国に配布する（DSU 第17条5）。なお、パネル手続と異なり、上級委員会手続においては中間報告書についての規定は存在しない。

（5）報告書採択

パネル、又は上級委員会における検討の結果作成される報告書は、DSB によって採択される。パネル報告書の採択については、DSU において「加盟国にその検討のための十分な時間を与えるため、報告が加盟国に配布された日の後20日間は紛争解決機関により採択のために検討されてはならない」（DSU 第16条1）とされている一方、「加盟国への送付の後60日以内に紛争解決機関の会合において採択される」と規定されている（DSU 第16条4）。上級委員会報告書の採択については、DSU において「加盟国への送付の後30日以内

に採択する」とされており（DSU 第17条14）、パネル報告書とともにDSB 会合で採択され、DSB の勧告及び決定となる。

（6）勧告の実施

被申立国は、措置の是正を勧告する報告書が採択された日から30日以内に開催されるDSB 会合で、報告書における勧告を履行する意思を表明することとされている（DSU 第21条3）。被申立国が報告書における勧告を速やかに実施することができない場合には、履行のための「妥当な期間」（A Reasonable Period of Time, RPT）が与えられることとなっている（DSU 第21条3）。「妥当な期間」は、当事国間で合意することも可能だが（DSU 第21条3(b)）、合意ができない場合には、期間を決定するための仲裁を求めることができる（DSU 第21条3(c)）。通常、当該案件を審理した上級委員から選任される仲裁人は、報告書採択から90日以内に、「妥当な期間」についての裁定を行うこととされている（DSU 第21条3(c)）。また、報告書における勧告を履行するのに必要な「妥当な期間」については、報告書採択から原則15か月を超えるべきではないとされている（DSU 第21条3(c)）。DSB は、報告書採択の後、勧告の実施を監視することとされており、関係加盟国は、一定期間経過後当該問題の解決まで、勧告の実施の進展につきDSB 会合で定期的に報告を提出する（DSU 第21条6）。

パネル・上級委員会の勧告は、通常、「問題の措置を協定整合的に改めるよう」指示するにとどまり、具体的な履行方法までは示さないことが慣行となっているため、被申立国が履行のためにとった措置の有無やそのWTO 協定整合性について、申立国と被申立国との間で意見の対立をみることも少なくない。この点、DSU は「勧告及び裁定を実施するためにとられた措置の有無又は当該措置と対象協定との適合性について意見の相違がある場合」、履行確認のためのパネルを設置することを認めている（DSU 第21条5）。この履行確認パネルは、通常、当該案件の原パネルを担当したパネリストによって構成され、問題がパネルに付託された日から90日以内に報告を出すこととされている（DSU 第21条5）。履行確認パネルは、通常のパネル手続と異なり、パネル設置に先立って協議を行う必要はなく、パネル会合は通常1回しか開催されない。また、履行確認パネルは、履行の有無等について疑義がある場合、

何回でも提起することが可能であるほか、DSU 上に特段の規定はないものの、実際には上級委員会における審理も行われている。

(7) 譲許停止 (対抗措置)

申立国は、自国の利益を侵害した相手国がパネル勧告を妥当な期間内に履行しない場合であって、当該相手国と代償について合意に至らない場合には、DSB の承認を得て譲許の停止等の対抗措置を実施することができる (DSU 第 22 条 2)。具体的には、「妥当な期間」内に履行のための措置が実施されなかった場合や、履行確認パネル・上級委員会によって、被申立国が勧告を十分履行していないことが確定した場合、申立国は DSB に対して、被申立国に対する対象協定に基づく譲許その他の義務の停止 (対抗措置) を申請することができる (DSU 第 22 条 2) (過去の対抗措置承認申請については図表 II-17-2 参照)。

ただし、対抗措置の承認にあたっては、対抗措置の分野・程度に関する原則が定められており、紛争分野 (セクター) と同一の分野での措置を優先することや、「無効化・侵害」の程度と同等のものであること等が条件となっている (DSU 第 22 条 3(a)、第 22 条 4)。一方、同一分野での譲許その他の義務の停止ができない、あるいは効果的でないと認める場合には、同一の協定その他の分野に関する譲許その他の義務の停止を試みることができることとなっている (DSU 第 22 条 3

(b))。更に、同一の協定その他の分野に関する譲許その他の義務を停止できない、あるいは効果的でなく、かつ、十分重大な事態が存在すると認める場合には、その他の協定に関する譲許その他の義務の停止を試みることができる (DSU 第 22 条 3 (c))。特に後者は、「クロス・リタリエーション」と呼ばれ、例えば、知的財産について規定している TRIPS 協定違反の措置に対抗して、GATT に係る関税の譲許を停止する対抗措置をとる例が挙げられる。このクロス・リタリエーションは、WTO 紛争解決手続における特徴の 1 つとされており、WTO 協定が、物品の貿易だけでなく、サービス貿易や知的財産権の貿易についても規律の対象とすることとなったことに伴って導入されたものである (ただし、その特則として政府調達協定 20 条 3 は「クロス・リタリエーション」を禁止しており、同協定以外の協定に関する紛争によって政府調達協定の譲許その他の義務を停止することはできず、また、政府調達協定に関する紛争によって同協定以外の協定の譲許その他の義務を停止することはできないとされている。)

なお、承認申請された対抗措置の内容・程度について疑義のある場合、被申立国はその妥当性を判断するために仲裁を要請することができる (DSU 第 22 条 6)。仲裁が行われた場合、仲裁の裁定が出された後に、その内容を踏まえて再度対抗措置の承認申請が行われ、DSB においてネガティブ・コンセンサス方式によって承認されることとなる (DSU 第 22 条 7)。

2. DSU 改正交渉について

上記のとおり、WTO の紛争処理の実効性は、GATT 時代のそれと比較して、格段に向上した。しかしながら、紛争案件の量的・質的拡大に伴うパネル・上級委員会の負担の増大や、DSU の手続面の不備など、DSU 制定時には明らかでなかった問題点が表面化してきていることも事実である。これらの問題点について検討を行っているのが DSU の改善と明確化に関する交渉 (DSU 改正交渉) である。

DSU 改正交渉は、1994 年のマラケシュ閣僚宣言に基づき、1997 年より DSU の条文改正を目指し、紛争解決機関 (DSB) 特別会合において交渉が開始された。とりわけドーハ閣僚会議の直前である 2001 年 10 月には、

日本、カナダ等の 14 か国から、①シークエンス (履行確認パネルと譲許停止 (対抗措置) の順序) の明確化、②紛争解決手続期間の短縮、③第三国の権限強化等 content とする共同提案が一般理事会に対して提出された。

このような DSU 改正に関する活発な議論を背景に、シングルアンダーテイキング (一括受諾) の枠外としてではあるものの、DSU 改正交渉がドーハ閣僚宣言に盛り込まれ、その交渉期限は 2003 年 5 月に設定された (ドーハ閣僚宣言パラグラフ 30)。ドーハ閣僚宣言後、各国から多種多様な野心的提案が相次いだこともあり、期限である 2003 年 5 月までに交渉はまとまらず、2004 年 7 月の一般理事会で採択された枠組み合意

において、DSU 改正交渉の継続が確認されている。この一般理事会以降、カナダ、ノルウェーを中心とした 7 か国による①シーケンス、②対抗措置の解除手続等に絞り込んだペーパーをたたき台とした議論が行われ、香港閣僚宣言において「交渉の早期妥結に向けて作業を継続する」方針が確認された（香港閣僚宣言パラグラフ 34）。

現在、現行 DSU は比較的良く機能しており、改正は必要最小限のものにとどめるべきとの基本認識に基づいて、本交渉の参加国の間で議論が継続されている。例えば、現在議論されている各国の提案には、我が国

と EU による「ポストリタリエーション（対抗措置の解除に係る手続）」及び「シーケンス（「紛争の敗訴国が紛争解決機関（DSB）の勧告を履行しているか否かの判断」と「勧告を履行していないことを理由とした勝訴国の敗訴国に対する制裁措置の発動」の順序を明らかにすること）」に関する共同提案、米国による「紛争解決手続の透明性の確保」（パネル審理や意見書の公開）、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル等 7 か国による「第三国参加権の拡大」に関する共同提案等が存在する。

3. GATT/WTO 紛争解決手続の利用実態

旧 GATT 時代から、協議・小委員会手続を中心とする紛争解決手続は、時期により多少の違いはあるものの、比較的良好に利用されてきた。パネル設置件数について見れば、1960 年代には少なかったが、1970 年代後半から急増している。その後 1995 年 1 月の WTO 発足以来、

WTO の紛争解決手続は一層頻繁に利用されている。1995 年の WTO 発足から 2018 年 12 月末まで、WTO 紛争解決手続の下で 573 件（協議要請数）の紛争案件が提起された（図表 II-17-3 参照）。

4. 我が国が関与する紛争案件（WTO 発足後）

（1）我が国が申立てた紛争案件

案 件 名	協議要請	パネル設置 決定	報告書採択	結 論
米国通商法 301 条に基づく一方的措置（自動車 100% 関税賦課等、DS6）	1995. 5	—	—	二 国 間 合 意 に よ り 終 了 （1995. 7）（一方的措置の 発動は回避）
ブラジル自動車政策（DS51）	1996. 7	—	—	協議中断（ブラジルが事実 上措置撤廃）
インドネシア自動車政策（DS55） （DS64）	1996. 10	1997. 6	1998. 7 （パネル報告 書採択）	我が国の主張容認
米国の地方政府の調達手続問題 （DS95）	1997. 7	1998. 10	—	パネル消滅（2000. 2）（米 国内で違憲判決）
カナダの自動車政策に係る措置 （DS139）	1998. 7	1999. 2	2000. 6 （上級委報告 書採択）	我が国の主張容認

案 件 名	協議要請	パネル設置 決定	報告書採択	結 論
米国の1916年アンチ・ダンピング法 (DS162)	1999. 2	1999. 7	2000. 9 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
米国の日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置 (DS184)	1999. 11	2000. 3	2001. 8 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認 (履行期間を徒過しても 未だ一部について履行が 実施されていない)
米国1930年関税法改正条項 (バード修正条項、DS217)	2000. 12	2001. 9	2003. 1 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認 (履行期間を徒過しても 履行が実施されていない)
米国サンセット条項 (DS244)	2002. 1	2002. 5	2004. 1 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認されず
米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置 (DS249)	2002. 3	2002. 6	2003. 12 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
米国のアンチ・ダンピング行政見直し等におけるゼロイング (DS322)	2004. 11	2005. 2	2007. 1 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
米国のアンチ・ダンピング行政見直し等におけるゼロイング (DS322) (履行確認パネル)	—	2008. 4	2009. 8 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
EUのIT製品の関税上の取扱い (DS376)	2008. 5	2008. 9	2010. 8 (パネル報告 書採択)	我が国の主張容認
カナダ・オンタリオ州のローカルコンテンツ措置 (DS412)	2010. 9	2011. 7	2013. 5 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
中国のレアアース、タングステン及びモリブデンの輸出に関する措置 (DS433)	2012. 3	2012. 7	2014. 8 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
アルゼンチンの輸入制限措置 (DS445)	2012. 8	2013. 1	2015. 1 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング	2012. 12	2013. 5	2015. 10 (上級委報告	我が国の主張容認

案 件 名	協議要請	パネル設置 決定	報告書採択	結 論
グ措置 (DS454)			書採択)	
ロシアの自動車廃車税制度 (DS463)	2013. 7	—	—	協議中断 (2014年1月、措置 是正)
ウクライナ自動車セーフガード措 置 (DS468)	2013. 10	2014. 3	2015. 7 (パネル報告 書採択)	我が国の主張容認
韓国の日本産水産物等の輸入規制 (DS495)	2015. 5	2015. 9		上級委審理中
ブラジルの内外差別的な税制恩典 措置 (DS497)	2015. 7	2015. 9	2019. 1 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
韓国の日本製空気圧伝送用バルブ に対するアンチ・ダンピング措置 (DS504)	2016. 3	2016. 7		上級委審理中
インドの鉄鋼製品に係るセーフガ ード措置等 (DS518)	2016. 12	2017. 4		上級委審理中
韓国の日本製ステンレス棒鋼に対 するアンチ・ダンピング措置 (DS553)	2018. 6	2018. 10		パネル審理中
韓国の自国造船業に対する公的助 成 (DS571)	2018. 11			二国間協議中

(2) 我が国が被申立国となった紛争案件

案 件 名	申立国	協議要請	報告書採択	結 論
酒税格差 (DS8, 10, 11)	EU, 米 加	1995. 6	1996. 11 (上級委報告 書採択)	我が国の主張が容認され ず
移動電話 (DS15)	EU	1995. 8	—	二国間合意により終了 (1995. 9)
著作隣接権 (DS28, 42)	米国 EU	1996. 2	—	二国間合意により終了 (1997. 1)
フィルム・印画紙市場に関する措置 (DS44)	米国	1996. 6	1998. 4 (パネル報告 書採択)	我が国の主張容認
流通サービス措置 (大店法等、DS45)	米国	1996. 6	—	協議段階で実質的には終

案 件 名	申立国	協議要請	報告書採択	結 論
				了
豚肉輸入に係る措置 (DS66)	EU	1997. 1	—	協議段階で実質的には終了
運輸多目的衛星用衛星航法補強システム調達 (DS73)	EU	1997. 3	—	二 国 間 合 意 に よ り 終 了 (1997. 7)
リンゴ等農産品に係る輸入検疫 (DS76)	米国	1997. 4	1999. 3 (上級委報告書採択)	我が国の主張が容認されず
皮革に係る関税割当制度及び補助金 (DS147)	EU	1998. 10	—	協議段階で実質的には終了
リンゴの輸入に係る措置 (DS245)	米国	2002. 3	2003. 12 (上級委報告書採択)	我が国の主張が容認されず
のりの輸入割当 (DS323)	韓国	2004. 12	2006. 2. 6 (案件の経緯のみ記載したパネル報告書を採択)	二 国 間 合 意 に よ り 終 了
韓国製DRAMチップに対する相殺関税措置 (DS336)	韓国	2006. 3	2008. 1 (上級委報告書採択)	我が国の主張が一部容認されず
韓国製DRAMチップに対する相殺関税措置 (DS336) (履行確認パネル)	韓国	2008. 9 (履行確認パネル設置)	—	パネル手続停止期間が12か月を超えたため、パネル消滅 (2010. 3)

(3) 我が国が現在第三国参加している紛争案件（実質的に終了した案件を除く）

案 件 名	申立国	審理段階
●EUの大型民間航空機の取引に関連する措置 (DS316)	米国	履行確認手続中
●米国の大型民間航空機の取引に関連する措置 (二次申立) (DS353)	EU	履行確認手続中
●タイのフィリピン産タバコに対する税関における措置 (DS371)	フィリピン	履行確認手続中
●米国の中国産品に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税措置 (DS379)	中国	履行確認中
●米国のマグロ及びマグロ製品の輸入、販売等に関する措置 (DS381)	メキシコ	履行確認手続中
●インドの農作物の輸入に関する措置 (DS430)	米国	対抗措置の承認
●中国のレアアース・タングステン・モリブデンに関する輸出規制措置 (DS431, 432)	米国、EU	履行確認中

案 件 名	申立国	審理段階
●オーストラリアのタバコ製品の包装に関する規制 ¹ (DS435, 441, 458, 467)	ホンジュラス ドミニカ共和国 キューバ インドネシア	上級委審理中
●米国の中国からの太陽光パネル等に対する相殺関税措置 (DS437)		
●中国の自動車及び自動車部品産業に関する措置 (DS450)	中国	履行確認手続中
●EU及び加盟国の再生可能エネルギー分野に関する措置 (DS452)	米国	二国間協議中
●インドネシアによる園芸作物、動物等の輸入制限措置 (DS455)	中国	二国間協議中
●インドの太陽光電池及び太陽電池モジュールに関する措置 (DS456)	米国	パネル設置中
●ロシアの自動車廃車税 (DS462)	米国	対抗措置申請中
●米国の韓国産家庭用大型洗濯機に対するアンチ・ダンピング及び相殺関税措置 (DS464)	EU 韓国	パネル設置中 対抗措置申請中
●米国の中国に対するアンチ・ダンピング手続における調査手法及び適用 (DS471)	中国	対抗措置申請中
●ブラジルの課税及び課徴金に関する措置 (DS472)		
	EU	上級委報告書発 出済
●ロシアのEU産豚、豚肉及び豚肉製品に関する措置 (DS475)		
●EUのエネルギー政策 (DS476)	EU	履行確認手続中
●インドネシアの園芸作物等に対する措置 (DS478)	ロシア 米国	上級委審理中 対抗措置申請中
●カナダの中国産セルロースパルプに対するアンチ・ダンピング措置 (DS483)		
	中国	履行確認中
●中国による実証基地・共通サービスプラットフォームプログラム関連措置 (DS489)		
	米国	パネル設置
●ロシアの鉄道製品及びその部品の輸入に対する措置 (DS499)		
●米国のカナダ産スーパー仕上紙に対する相殺関税措置 (DS505)	ウクライナ カナダ	上級委審理中 上級委審理中
●中国の原材料に対する輸出税 (DS508, DS509)	米国、EU	パネル設置
●中国の農業生産者に対する助成措置 (DS511)	米国	パネル審理中
●ロシアの通過運送に関する措置 (DS512)	ウクライナ	パネル審理中
●モロッコのトルコ製熱延鋼板等に対するAD措置 (DS513)	トルコ	上級委審理中
●EUのアンチ・ダンピング手続に係る価格比較手法 (DS516)	中国	パネル審理中
●中国の農産品に対する関税割当制度 (DS517)	米国	パネル審理中
●カナダの商業用航空機の貿易に関する措置 (DS522)	ブラジル	パネル審理中
●米国のトルコ製パイプ管に対する相殺措置 (DS523)	トルコ	パネル報告書発 出済
●アラブ首長国連邦の物品・サービス貿易及び知的所有権の貿易関連の側面に関する措置 (DS526)	カタール	パネル審理中
●オーストラリアのA4コピー用紙に対するアンチ・ダンピング措置		

¹ ウクライナも協議要請 (DS434) したが、同国は 2015 年 5 月 28 日に DSU 第 12.12 条に基づきパネル手続きの停止を申請、その後、2016 年 5 月 30 日、DSU 第 12.12 条に基づきパネルの設置根拠が消失された。なお、2015 年 5 月 29 日付けのレターで、豪州はウクライナと二国間合意に達したことを認めている。

案 件 名	申立国	審理段階
(DS529)	インドネシア	パネル審理中
●米国のカナダ産軟材に対する相殺措置 (DS533)	カナダ	パネル審理中
●米国のカナダ産軟材に対する異なった価格手法の適用に関する措置 (DS534)	カナダ	パネル審理中
●米国のベトナムからの魚の切り身に対するアンチ・ダンピング措置 (DS536)	ベトナム	パネル審理中
●パキスタンのアラブ首長国連邦からのプロピレン二軸配向フィルムに対するアンチ・ダンピング措置 (DS538)	UAE	パネル設置
●米国のアンチ・ダンピング及び相殺措置及び入手可能な事実 (DS539)		
●インドの輸出に関する措置 (DS541)	韓国	パネル審理中
●米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS544)	米国	パネル審理中
●米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS546)	中国	パネル設置
●米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS548)	インド	パネル設置
●米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS550)	EU	パネル設置
●米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS551)	カナダ	パネル設置
●米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS552)	メキシコ	パネル設置
●米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS554)	ノルウェー	パネル設置
●米国の鉄鋼及びアルミに関する措置 (232条) (DS564)	ロシア	パネル設置
●米国の太陽光パネルに対するセーフガード措置 (DS545)	トルコ	パネル設置
●米国の大型洗濯機に対するセーフガード措置 (DS546)	韓国	パネル設置
●カナダの232条に対するリバランス措置 (DS557)	韓国	パネル設置
●中国の232条に対するリバランス措置 (DS558)	米国	パネル設置
●EUの232条に対するリバランス措置 (DS559)	米国	パネル設置
●メキシコの232条に対するリバランス措置 (DS560)	米国	パネル設置
	米国	パネル設置

(2019年1月現在)

＜図表 II-17-1＞DSU における紛争解決手続の流れ

[illegible]

<図表 II-17-2>WTO 紛争解決手続における過去の対抗措置承認申請

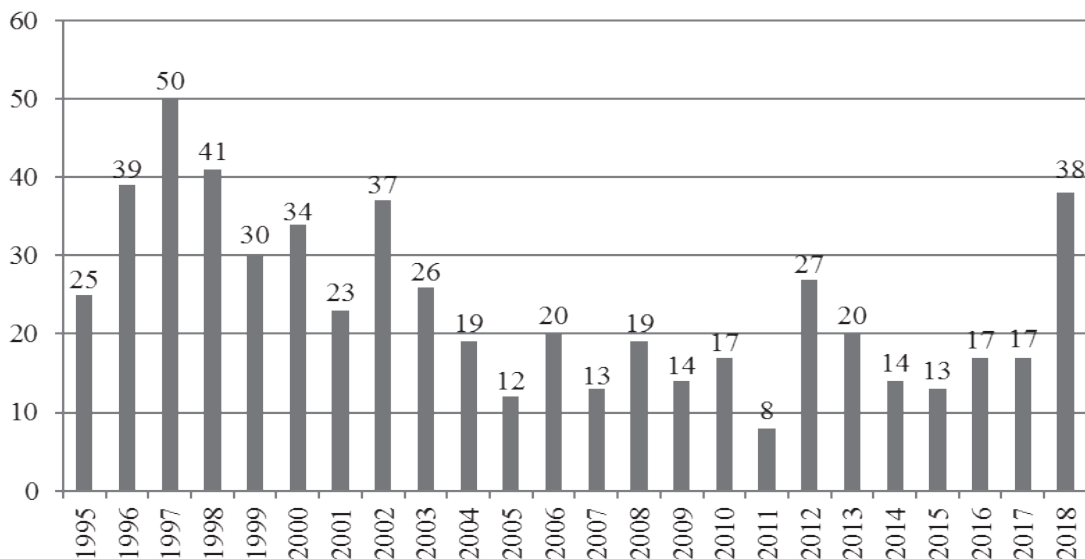
案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	第22.6条 (対抗措置の規模の仲裁結)	発動結果
豪州—鮭 (DS18：カナダ)	総額年間4,500万加ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
EC—ホルモン牛肉 (DS26：米国)	総額年間2億200万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	米国に総額年間1億1680万米ドルの対抗措置が承認。	アメリカは1999年7月に、ECからの輸入品に対して追加税を賦課。
EC—ホルモン牛肉 (DS48 (26と合併)：カナダ)	総額年間7,500万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	カナダに総額年間1,130万加ドルの対抗措置が承認。	カナダは1999年8月に、ECからの輸入品に対して追加税を賦課。
EC—バナナ (DS27：米国)	総額年間5億2,000万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	米国に総額年間1億9,140万米ドルの対抗措置が承認。	米国は1999年4月に、ECからの輸入品に対して追加税を賦課。2001年4月に米・EUが本紛争解決の手段について合意したことをうけ、同年7月に米は対抗措置を撤廃。
EC—バナナ (DS27：エクアドル)	総額年間4億5,000万米ドルの対抗措置を申請。(GATS、TRIPSの一部義務停止)	エクアドルに総額年間2億160万米ドルの対抗措置が承認。	未発動
ブラジル—航空機 (DS46：カナダ)	①GATT第6条の一部義務停止 ②繊維協定上の一部義務停止 ③輸入許可手続協定上の一部義務停止 ④追加関税付加 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課) 上記による総額年間7億加ドルの対抗措置を申請。	カナダに総額年間3億4,420万加ドルの対抗措置が承認。	未発動
カナダ—乳製品機 (DS103：米国)	総額年間3,500万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—

案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	第22.6条 (対抗措置の規模の仲裁結)	発動結果
カナダ—乳製品機 (DS113 (103と 合併) : NZ)	総額年間3,500万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—FSC (DS108 : EC)	総額年間40億4,300万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	ECに総額年間40億4,300万米ドルの対抗措置が承認。	ECは2004年3月から2005年1月にかけて、アメリカからの輸入品に対して段階的関税引き上げを実施。 2004年10月、米国はFSC税制を廃止
米国—1916AD法 (DS136 : EC)	mirror act制定	裁判所の最終判決又は和解に基づきEC企業が支払う累積金額。	未発動 (2004年12月、米国は1916年AD法を廃止)
米国—1916AD法 (DS162 : 日本)	mirror act制定	仲裁判断なし。 (中断されたまま1916AD法廃止)	—
米国—著作権法 110条 (DS160 : EC)	総額年間122万ユーロの対抗措置を申請。(TRIPS協定に基づく義務を停止し、国境における特別費付加)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
日本—りんご (DS245 : 米国)	①追加関税付加 (GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課) ②SPS協定に係る一部譲許停止 ③農業協定に係る一部譲許停止 上記による1億4,340万米ドルの対抗措置を申請。	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—軟材Ⅳ (DS257 : カナダ)	総額年間2億加ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。(過剰徴税額)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—軟材Ⅴ (DS264 : カナダ)	総額年間4億加ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。(ゼロイング過剰徴税額相当)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—綿花 (DS267 : ブラジ)	①総額年間10億3,700万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に	ブラジルに総額年間2億9,500万米ドル (ただし、額は毎年変	未発動

案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	第22.6条 (対抗措置の規模の仲裁結)	発動結果
ル)	基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課) ただ、①だけでは効果的でないとして、②、③も要請。 ②知的財産権保護制限 ③GATS保護制限	動)の対抗措置が承認。 ある年にブラジルがとること ができる対抗措置の規模が、同 年のブラジルにおける米国か らの総輸入量に基づき計算さ れる基準額を超える場合、超過 額の範囲で、TRIPS協定及び GATS上の義務を停止すること も可能。	(合意したプログラム 実施中には対抗措置を 発動しないことで二国 間合意)
米国—OCTG (DS268: アルゼ ンチン)	総額年間4,400万米ドルの対抗 措置を申請。(GATT1994に基づく 譲許その他の義務の適用を停止 し、追加税を賦課)	仲裁裁判は中断。 (ITCが米国のアルゼンチン産 OCTGに対するAD措置のサンセ ット・レビューにより措置継続 について否定的な決定をした ため)	—
米国—軟材VI (DS277: カナ ダ)	総額年間42億5,000万加ドルの 追加関税付加。(GATT1994に基づ く譲許その他の義務の適用を停 止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意 成立)	—
EC—遺伝子組み 換え (DS291: 米国)	①GATT1994に基づく譲許その他 の義務の適用を停止。 ②SPS協定に係る一部譲許停止 ③農業協定に係る一部譲許停止 上記による対抗措置を申請。 (義務の停止レベルは、ECの措 置に よる米国の年間逸失利益相当 額)	仲裁裁判は中断。	—
米国—ゼロイン グ (DS322: 日本)	総額年間2億4,850万米ドルの追 加関税付加。(GATT1994に基づく 譲許その他の義務の適用を停止 し、追加税を賦課)	仲裁裁判は終了(2012年2月、 二国間で解決に向けた覚書に 合意。覚書に基づき、米国はゼ ロイング廃止に向けて商務省 規則を改正。2012年8月、覚書 に基づき対抗措置申請を撤回 し、仲裁申立てを取下げ)。	—
米国—ゼロイン グ (DS294: EU)	総額年間約3億1,000万米ドルの 追加関税付加 (GATT1994に基づ く譲許その他の義務の適用を停 止し、追加税を賦課)	仲裁裁判は終了。(2012年2月、 二国間で解決に向けた覚書に 合意。覚書に基づき、米国はゼ ロイング廃止に向けて商務省	—

案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	第22.6条 (対抗措置の規模の仲裁結 束)	発動結果
		規則を改正。2012年6月、覚書に基づき対抗措置申請を撤回し、仲裁申立てを取下げ）。	
EU—大型民間航空機 (DS316：米国)	①GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ②GATS協定に基づく横断的又は分野別約束の停止。 上記による総額年間約70億から100億米ドルの対抗措置を申請。	仲裁裁判は中断。	—
米国—大型民間航空機（二次申立）（DS353：EU）	①GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ②SCM協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ③GATS協定に基づく横断的又は分野別約束の停止。 上記による総額年間約12億米ドルの対抗措置を申請。	仲裁裁判は中断。	—
米国—クローブ入りたばこ (DS406：インドネシア)	①GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ②TBT協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ③輸入ライセンス協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 上記による対抗措置を申請。	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—

<図表 II-17-3>紛争案件数の推移



(注) 紛争案件数は当該年に協議要請が行われた件数であって紛争番号の件数である。

<図表 II-17-4>我が国の申立てによる GATT 時代の協議・パネル案件（一部例外）

(1) 協議

対 象	相手国	根拠条文	協議要請	協議の時期	その他の状況
輸入制限	イタリア	第22条1項	1960. 7		
キャブシャーシ (関税分類変更による関税引上げ)	米国	第22条1項 第23条1項	1980. 8 1982. 4	1981. 7 1982. 11	パネル要請せず
VTR (輸入制限)	オーストリア	第22条1項	1981. 3	1981. 3 1981. 11	輸入制限は廃止
VTR (輸入制限)	EC (仏)	第23条1項	1982. 12	協議せず	仏は通関手続を正常化
半導体 (一方的措置)	米国	第23条1項	1987. 8	1987. 8	パネル要請せず
ポリアセタール樹脂 (AD税の濫用)	韓国	ADコード 第15条2項	1991. 9	1991. 10 1992. 5	米国が1991年10月パネル提訴 1993年4月パネル採択
支払済AD税のコスト 算入 (AD税の濫用)	EC	ADコード 第15条2項	1992. 4	1992. 10 1993. 4	新AD協定において当該問題に関する規定が明確化
米国写真フィルム・印 画紙市場	米国	制限的商慣習に関する協議についての1960年決定	1996. 10		1996年6月米側から右決定に基づく協議要請を受けたところ。これ

					までのところ、日米双方の申立てについて協議は実施されていない。
--	--	--	--	--	---------------------------------

※パネルに移行した案件については下記（２）を参照

（２）パネル

事 例	相手国	根拠条文	パネル設置	報告書配布	報告書採択	結 論
補助金の定義に関する裁定（Zenith事件）	米国	協議を経ずに作業部会設置	1977. 5 （作業部会）	1977. 6	1977. 6	我が国の主張容認
ECの部品AD規制（AD税の濫用）	EC	第23条2項	1988. 10	1990. 3	1990. 5	我が国の主張容認
オーディオ・カセット（AD税の濫用）	EC	ADコード第15条5項	1992. 10	1995. 4	採択されず	

＜図表 II-17-5＞我が国が GATT 時代に提訴されたパネル案件

対 象	相手国	パネル設置	パネル報告採択 （上級委報告採択）	パネルの結論等
先進工業諸国の輸入制限（23条）	ウルグアイ	1962. 2	1962. 11	先進15か国が一次産品に課している制限のうち一部についてGATT違反を認定。
絹糸輸入制限	米国	1977. 7	1978. 5	二国間合意により終了。
皮革輸入制限	米国	1979. 1	1979. 11	合意に係る経緯を記したレポートを採択。
皮革輸入制限	カナダ	1979. 11	1980. 11	合意に係る経緯を記したレポートを採択。
タバコ製品輸入制限	米国	1980. 2	1981. 6	二国間合意により終了。
皮革輸入制限	米国	1983. 4	1984. 5	GATT第11条違反を認定。
革製履物輸入制限	米国	1985. 7		二国間合意により終了。
農産物12品目輸入制限	米国	1986. 10	1988. 2	国家貿易にもGATT第11条の適用を認め、同条違反を認定。
アルコール飲料に関する関税・内国税・ラベリング	EC	1987. 2	1987. 11	酒税制度のGATT第3条違反を認定。
半導体 第三国モニ	EC	1987. 4	1988. 5	第三国モニタリング措置のGATT

対 象	相手国	パネル設置	パネル報告採択 (上級委報告採択)	パネルの結論等
タリニング措置等				第11条違反を認定。
SPF加工材関税	カナダ	1988. 3	1989. 7	関税分類に関して広い裁量を認め、GATT第11条違反を否定。
牛肉・柑橘類の輸入制限	米国	1988. 5		二国間合意により終了。
牛肉の輸入制限	豪州	1988. 5		二国間合意により終了。
牛肉の輸入制限	NZ	1988. 5		二国間合意により終了。

コラム

WTO 上級委員会を巡る問題

1. 背景

WTOの上級委員会において、2017年6月、8月、12月、2018年9月と次々と委員が任期を終えた。上級委員会は、2019年2月現在、4名（中南米枠、アジア枠、欧州枠、アフリカ枠）の欠員が生じたままであり、残る上級委員は3名となった。通常、上級委員の任期終了前に、次の委員の選考が行われるが、現在にいたるまで、紛争解決機関（DSB）において、選考プロセスを開始するためのコンセンサスが形成されず、後任となる上級委員の選考プロセスは開始されていない。

日本は、2018年3月まで紛争解決機関の議長国を、2019年3月まで一般理事会の議長国を、それぞれ務めていたところ、上級委員選任を開始すべく、解決案を模索してきた。上級委員会を巡る状況について、以下概観する。

2. 米国が指摘する問題点

米国は、2018年3月に公表した”The President’s Trade Policy Agenda”において、「最大の懸念は、パネル及び上級委員会が、WTO協定に定められた（加盟国の）権利・義務を加重・縮減していることである」と述べた上で、「米国の長年の立場は、パネル及び上級委員会は、加盟国によって交渉・合意された条文の文言に忠実に従ってWTO協定を適用するよう求められているというものである」としている。その上で、懸念を示す具体例として、①90日期限の無視、②上級委員の任期後の業務の継続、③紛争解決に必要な勧告的意見の発出、④上級委員会による加盟国の国内法の見直し審査、⑤上級委員会報告書を先例

として取扱うべき旨の上級委員会の主張、の5点を挙げている。

- ①（90日期限の無視）について、DSU第17条5は、上級委員会への上訴申立から原則60日以内、最長でも90日以内の報告書発出を上級委員会に義務づけている。米国は、2011年より前は上級委員会がこの期限を遵守し、仮に90日を超える場合には期限を延長すべく加盟国の同意を得る実務となっていたことを指摘する。他方、2011年以降、加盟国の同意を得るべく協議することもなく、期限を遵守できない旨を通知するのみになったとして、上級委員会のDSUの不遵守や不透明性を批判している。
- ②（上級委員の任期後の業務の継続）について、上級委手続規則15条は、「上級委員会の委員ではなくなった者は、上級委員会の承認および紛争解決機関に対する通知によって、委員であったときに割り当てられた上訴の処理を完了することができ、当該人物は、当該目的のためのみ、引き続き上級委員会の委員であるとみなされる」と規定する。米国は、上級委員の任命権限は、本来、紛争解決機関に属しており、加盟国が決定すべき事項であるにも関わらず、上級委員会が同条に基づき、自ら実質的な任命行為を行っていることを問題視している。そして、米国は、紛争解決機関の承認を得ることなく、一昨年6月に任期を終えたラミレス（メキシコ）、一昨年12月に任期を終えたバンデンボッシュ（ベルギー）について、同

条に基づき案件担当を継続させることが決定されたことも批判している。

- ③ (紛争解決に必要なではない勧告的意見の発出) について、米国は、「紛争解決機関が行う勧告又は裁定は、この了解及び対象協定に基づく権利及び義務に従って問題の満足すべき解決を図ることを目的とする」と規定する DSU 第 3 条 4 や、「紛争解決制度の目的は、紛争に関する明確な解決を確保することである」と規定する DSU 第 3 条 7 等を根拠に、紛争解決制度の目的は「法を作ること」ではなく、加盟国が紛争を解決する助けとなることであり、国内裁判所や一部の国際裁判所とは異なり、WTO 加盟国はパネル及び上級委員会に「勧告的意見」を発出する権限を与えていないと批判している。
- ④ (上級委員会による加盟国の国内法の見直し審査) について、米国は、DSU 第 17 条 6 は、「上級委員会への申立ては、小委員会の報告において対象とされた法的な問題及び小委員会が行った法的解釈に限定される」と定めているにも関わらず、上級委員会が法律問題として加盟国の国内法の意味を審査できると述べ、パネルの事実認定や当事者間で議論のない事実関係に基づかない結論を導いていると批判している。
- ⑤ (上級委員会報告書を先例として取扱うべき旨の上級委員会の主張) について、米国は、WTO 協定の下では上級委員会の判断に先例拘束性は認められないとされているにも関わらず、上級委員会が、「説得力のある理由 (cogent reason)」がない限りパネルは過去の上級委員会報告書に従わなければならないと判示し、それにより上級委員会報告書を加盟国が交渉により合意した WTO 協定のように扱っていることを批判している。

3. 各国の動き

米国は、2 で述べた問題点が未だ解決されていないとして、2019 年 2 月時点においても上級委員の選任プロセス開始に同意していない。これに対して、EU が主導し、2018 年 12 月の一般理事会に、上級委改革提案が提出された。これは、EU、中、印、ノルウェー、加、豪、NZ、スイス、星、墨、韓、アイスランドの 12 ケ国・地域が共同提案国となっている「手続・規則事項」に係る提案 (①上級委が報告書発出までに 90 日以上要すると判断した場合には、当事国の同意

を得るべき旨を規定する、②同案件を担当する上級委員の任期中に口頭聴聞を終えた案件については、当該案件終了まで任期の延長を認める、③上級委は、当該事案の解決に必要な限りにおいてのみ判断を行う旨を規定する、④上級委は、加盟国の国内法の意味そのものは解釈できないことを規定する、⑤加盟国と上級委による定例会合を設け、加盟国が上級委報告書の内容について意見を述べる機会を設ける) と、EU、中国、インドの 3 ケ国・地域のみが共同提案国となっている「上級委員の独立性・上級委員会事務局の体制強化」に係る提案 ((1) 上級委員の任期を現在の 1 期 4 年 (再任あり) から、1 期 6 - 8 年 (再任は無し) とする、(2) 上級委員の増員 (7 名 → 9 名)、上級委員の常勤化を規定するとともに、上級委事務局人員の増強を行う、(3) 任期切れとなる上級委員は後任委員が決まるまではその職務を継続 (延長期間は最大 2 年) することを規定する、(4) 上級委員の任期が残り 6 ヶ月となった時点で、後任委員の選出プロセスが自動的に開始されることを規定) の二部構成となっており、これらを実現する手段として DSU の改正を提案している。また、両提案に基づく DSU の改正を同時に採択することを提案している。加えて、同一般理事会には、米国からパネル及び上級委が加盟国の権利・義務を追加・縮減しているとの懸念が提起されていることを踏まえ、解決策に焦点を当てたプロセス

(solution-focused process) の即時開始を求める豪州及びシンガポールによる共同提案も提出されている。

これらの提案に対し、米国は、同一般理事会において、まず 12 ケ国・地域による「手続・規則事項」に係る共同提案については、「よく読めば、提案は効果的に米国の懸念に対処するものではない。DSU のルールに立ち返るというよりもむしろ提案はルールの変更を承認しているようにみえるが、上級委は加盟国が合意したルールに従わなければならない。加盟国は深い議論に参加し、なぜ上級委がルールから逸脱しているか、どうすればルールが守られるのか考えることが必要」と否定的ニュアンスでコメントを行った。また、EU、中国、インドによる「上級委員の独立性・上級委員会事務局の体制強化」に係る共同提案に対しては、「むしろ上級委を less-accountable にし、よりオーバーリーチを行いやすくするもの」とより強いトーンで批判した。一方、豪州・シンガポール共同提案に対しては、「上級委のオーバーリーチに関する懸念

を共有する。長年、米国や他の加盟国はWTO協定における様々な分野で上級委が加盟国の権利・義務を追加しまたは減じていることに警鐘を鳴らしてきた。今後加盟国とのさらなる議論を楽しみにしている」と肯定的ニュアンスでコメントを行っている。

これらの動きを受け、本年1月より、ニュージーランドのウォーカー寿府代大使がファシリテーターとなり、寿府において、上級委改革に関する非公式会合が開催されており、本年2月末の一般理事会において、それまでの議論の進捗の報告がなされた。

4. 今後の課題

上訴された案件は、3名の上級委員が担当することとされているが、このまま上級委員が新たに選任されない場合、本年12月には上級委員が1名となり新規

案件を受理できなくなることになるほか、仮にそれ以前であっても、案件によっては、利益相反のため担当上級委員3名を確保できず、上訴案件を処理することができなくなるおそれもある。パネルの判断は、上訴された場合、上訴審理が終了するまで採択することができないため（DSU16.4参照）、パネルで敗訴した国は上訴することで、紛争解決機関による是正勧告を阻むことができ、紛争解決手続は機能不全となりかねない。

かかる事態を回避し、紛争解決手続の機能を維持するためにも、すべての加盟国が積極的に、解決に向けた議論に参加する必要がある。日本は、かかる議論を進め、本件の解決の糸口を模索すべく、上級委改革に関する国際的な議論に建設的に関与していくべきである。